

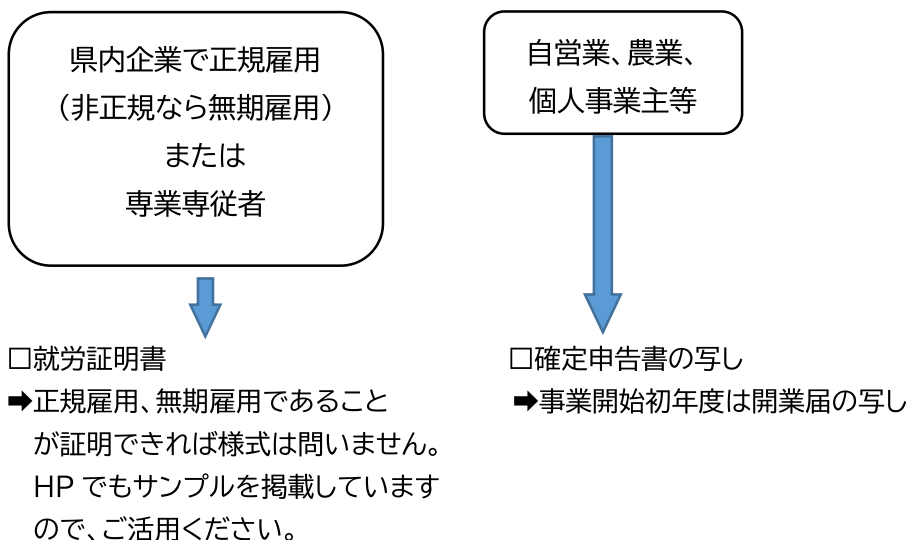
日本学生支援機構の奨学金の場合

【対象要件】

- ☐ 笛吹市に住民票がありますか。申請以降 5 年間は笛吹市に定住しますか。
- ☐ 県内で働いていて、正規雇用ですか。(非正規の場合は無期雇用契約ですか。)
- ☐ 学校を卒業して、奨学金の返還はすでに始まっていますか。
- ☐ 貸与奨学金ですか。(給付ではなく)
- ☐ 書類を提出するときに 30 歳未満ですか。
- ☐ 他の奨学金補助制度は受けていませんか。(県で実施のものや、他団体が実施しているもの)
- ☐ 奨学金返還が滞っていませんか。市税の未納もありませんか。

【提出書類】

1. 交付申請書: 様式第 1 号
2. 卒業証明書: **初回申請時のみ、原本**の提出です。
3. 戸籍の抄本等(婚姻等で卒業証明書記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出)
4. 就労等を証する書類



5. 日本学生支援機構で取得いただく証明書

- ① ☐ 奨学金貸与証明書…スカラネットパーソナルから取得
- ② ☐ 奨学金返還証明書…スカラネットパーソナルから取得
- ③ ☐ 奨学金返還額証明書…スカラネットパーソナルから取得

返還を証明する期間を指定できます。交付申請時は申請する年の 1 月 1 日から申請月前月末日までを指定すること。

- ④ ☐ 入金一覧表…日本学生支援機構あてに電話にて発行を依頼

+ 第二種奨学金の方は①～④に加え、以下の書類もご用意ください。

- ⑤ ☐ 返還内訳表…日本学生支援機構あてに電話にて発行を依頼
- ⑥ ☐ 元金計算書…笛吹市のホームページ・窓口から取得

+ 第一種奨学金のうち、所得連動方式の方は、①～④に加え以下の書類もご用意ください。

- ⑦ ☐ 額改定の手紙の写し(毎年 9～10 月頃に届くので、添付してから申請すること。)